お知らせ　北斗市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

問 国保医療課　[内線122～125]

新たな被保険者証を送付します。

国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限が７月31日で満了となるため、７月中に特定記録郵便で新しい被保険者証を郵送します。お手元に届きましたら差替えてご使用ください。

国民健康保険被保険者証

現在の被保険者証
〈えんじ色〉

▼

新しい被保険者証
〈緑色〉

新しい被保険者証の有効期間
令和６年８月１日～令和７年７月31日

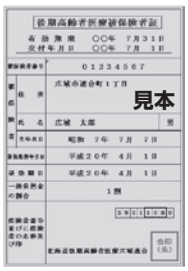

後期高齢者医療被保険者証

現在の被保険者証〈黄色〉

▼

新しい被保険者証〈水色〉

新しい被保険者証の有効期間
お手元に到着後～令和７年７月31日

マイナ保険証への移行にむけて、個人番号の下４ケタをお知らせします

令和６年12月２日より被保険者証等が廃止されます。紛失などでの被保険者証等の再発行は12月１日までとなります。

今回お送りする被保険者証の台紙に、個人番号の確認として下４ケタが印字されています。お持ちのマイナンバーカードや通知カードの番号と相違がないか確認してください。

限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の更新手続きをお忘れなく！

入院などで医療費が高額になる場合に、窓口での支払いを所得区分に応じた自己負担限度額に抑えることができる限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）を交付しています。

●国民健康保険加入者で、認定証をお持ちの方

現在ご使用の限度額適用認定証の有効期限は７月31日をもって満了となるため、継続して使用される場合は、８月中に更新手続きを行ってください。

申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証

※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証など）

●後期高齢者医療保険加入者で、認定証をお持ちで引き続き交付対象となる方

７月中にお送りする被保険者証に同封しますので、８月１日からは新しい限度額適用認定証をご使用ください。（黄緑色→橙色に変わります。）

●重度心身障がい者・ひとり親家庭等の医療助成を受けている方へ

現在ご使用の受給者証の有効期限は、７月31日です。

７月中に新しい受給者証を郵送しますので、８月１日以降受診する際には、新しい受給者証をご使用ください。

国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者証は、それぞれ発送日が異なります。

また、発送数が多いため、お届けするのに日数がかかる場合があります。

交通事故など、第三者の行為によりケガや病気をしたとき

問 国保医療課国保係　[内線125]

相手のある事故やケンカなど、第三者の行為によって発生した傷病を「第三者行為による傷病」といいます。

第三者行為による傷病にかかる医療費については、原則、加害者が全額負担すべきものとされております。

また医療費助成制度の受給者の方は、受給者証を使用することはできません。健康保険証を使用し保険給付を受ける場合には、第三者行為による被害の届出を提出する必要があります。

北斗市国民健康保険の方や医療費助成制度の受給者の方で、第三者行為による負傷が原因で健康保険等を使用し治療を受けた場合は、国保医療課までご連絡ください。

●負傷原因の調査について

北斗市国民健康保険では、医療機関等からの請求（診療報酬明細書）の内容を確認しています。

関係する書類が届きましたら、ご協力をお願いいたします。